

## 資 料 提 供

平成 29 年 5 月 22 日  
課 名 建設産業課  
担当者名 西原  
内線電話 3822  
直通電話 082-513-3822

## 建設業者に対する監督処分について

次のとおり、平成 29 年 5 月 22 日に、建設業法に基づく建設業者の監督処分を行いました。

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社ワイズ	代表者氏名	川崎 由起子
主たる営業所の所在地	広島市東区東蟹屋町 7-14		
許可番号	広島県知事許可（般-25）第 34797 号		
許可を受けている建設業の種類	とび・土工工事業		

## 2 処分に関する事項

処分年月日	平成 29 年 5 月 22 日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第 29 条第 1 項第 2 号（同法第 8 条第 11 号該当）		
処分の内容	許可の取消し （とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し）		
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
株式会社ワイズの代表取締役が平成 27 年 9 月 14 日から同年 10 月 26 日までの間、同社が雇用する労働者 3 名を建設作業員として別の建設業者に派遣し、労働者派遣禁止業務について労働者派遣事業を行ったことから、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）第 4 条第 1 項第 2 号に違反するとして、広島簡易裁判所から罰金 30 万円の判決を受け、平成 29 年 2 月 28 日にその刑が確定した。 このことが、建設業法第 8 条第 11 号に該当する。			

## 【参考】

**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）**

**第四条** 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

- 二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）